

健健発0310第2号  
令和3年3月10日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 新型コロナウイルスワクチン接種事業（負担金）の交付申請について

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第3項の規定により読み替えて適用する第25条第1項に基づく新型コロナウイルスワクチン接種に係る市町村の支弁事業については、「新型コロナウイルスワクチン接種対策費の国庫負担について」（令和3年2月22日付け厚生労働省発健0222第1号厚生労働事務次官通知）の別紙「新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金交付要綱」により交付することとしています。

集合契約を行う自治体における具体の取扱は、令和3年2月18日付け事務連絡のとおりですが、改めて下記のとおりにてお示ししますので、管内の市町村に御連絡いただくようお願いします。

### 記

集合契約においては、令和3年2月実施分及び同年3月実施分に係る接種費用については、医療機関は市町村（もしくは代行機関）に対し令和3年4月1日から同月12日までに請求することとするため、市町村における歳出年度は履行確認を行う令和3年度となる。よって、令和3年度予算において所要経費を計上するとともに、令和3年度に交付申請をしていただくこととなる。

（3月に交付決定を行なうためには、交付申請手続きを非常に短期間で行なう必要があり、接種事務等で多忙な自治体において事務負担や実務上の混乱が発生するのを回避するため、特に医療従事者の接種で想定される個別接種については、このような取扱としている。）